

平成24年7月
上下水道局総務部用度課

標準契約約款の改正について

各標準契約約款を一部改正しましたので、お知らせします。

平成24年7月1日以後に行われる入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から、改正後の約款を適用します。

(主な改正点)

1 物品供給契約約款

- (1) 供給者の責めによる契約解除の場合の違約金の規定の追加
- (2) 非落札者からの物件又は役務の調達禁止に係る規定の追加
- (3) 京都市個人情報保護条例遵守に係る規定の追加

2 賃貸借契約約款

- (1) 供給者の責めによる契約解除の場合の違約金の規定の追加
- (2) 非落札者からの物件又は役務の調達禁止に係る規定の追加
- (3) 京都市個人情報保護条例遵守に係る規定の追加

3 委託契約約款

- (1) 非落札者からの物件又は役務の調達禁止に係る規定の追加
- (2) 京都市個人情報保護条例遵守に係る規定の追加